平成２６年（フ）第８４号
千葉県夷隅郡大多喜町新丁180番地
債務者　宮崎　輝樹
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
静岡県下田市三丁目24番45号
債務者　川野　年男
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１８８号
滋賀県甲賀市土山町南土山430番地５－Ｂ307号、前住所滋賀県甲賀市土山町前野427番地１－106号
債務者　田村　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１０号
滋賀県草津市草津町1969番地　パールコート303号
債務者　若井千雅子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６８号
大津市柳が崎９番17―304号、前住所京都市西京区下津林中島町１番地205
債務者　疋田トシミ
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７６号
滋賀県草津市追分３－12－３　追分エイト201号、住民票上の住所大津市本堅田１丁目27番35号
債務者　山本　浩一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８７号
滋賀県栗東市上砥山1358番地４
債務者　増田　美紀
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９２号
大津市美空町１番９－102号、前住所滋賀県彦根市後三条町490番地５
債務者　樋浦　　良
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４号
滋賀県長浜市平方町1195番地５
債務者　松居　善則
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
鳥取県鳥取市幸町１番地　フローレンス鳥取幸町グランドアーク905号
債務者　河野　純子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８６６号
広島市南区楠那町12番29号
債務者　有住　知能
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７２号
広島市中区広瀬町６－４－401、住民票上の住所広島県廿日市市阿品台２丁目７番10号
債務者　小泉　陽司
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０４号
広島県廿日市市串戸１丁目９番17―205号、申立時の住所広島市安芸区阿戸町6510番地２ブルック阿戸Ｃ―102
債務者　馬越久美子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３６号
広島市安佐北区可部３丁目38番９－101号
債務者　金谷　　修
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３９号
広島市安佐南区川内５丁目30番６－４号
債務者　森田　美雪
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６９号
山口県下関市上田中町７丁目12番５－305号白雲台県営住宅
債務者　横山　嘉美
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
愛媛県西条市三芳1798番地11、住民票上の住所兵庫県西宮市六軒町12番６－102号
債務者　渡邉　幸広
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
松山地方裁判所西条支部